

総 税 都 第 5 6 号  
総 税 市 第 2 8 号  
平成 2 5 年 6 月 1 2 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

「道府県民税利子割に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布されました。同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 7 3 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年総務省令第 6 6 号）が平成 2 5 年 6 月 1 2 日にそれぞれ公布されることとされました。

これに伴い、「道府県民税利子割に係る事務の取扱いについて」（昭和 6 3 年 3 月 3 1 日自治府第 3 5 号・自治市第 2 0 号）の一部を別紙のとおり改正しますので、この趣旨をご理解いただき、適宜必要な措置を講じていただくようお願いします。また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

#### 記

別添「道府県民税利子割に係る事務の取扱いについての一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知は、平成 2 8 年 1 月 1 日以後に適用する。